

沖縄県工業技術センター依頼試験分析等実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「沖縄県使用料及び手数料条例」に基づき、沖縄県工業技術センター（以下「センター」という。）が実施する依頼試験分析等（以下「依頼試験等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(依頼試験等の種類)

第2条 センターが行う依頼試験等の種類（名称・区分）は、「沖縄県使用料及び手数料条例」別表第2の工業技術センター手数料に掲げるところによる。

(依頼試験等の申し込み)

第3条 センターに依頼試験等の依頼を申請しようとする者（以下「依頼者」という。）は、試験分析等依頼書（第1号様式）に試料その他分析等を行うために必要な物（以下「試料等」という。）及び沖縄県使用料及び手数料条例に定める手数料を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、原則として次条に定める事前相談（電話、電子メールなどによる相談を含む。）がないものについては、これを受理しない。

3 知事は、依頼試験等を行う必要がないと認めるとき、又はその他の理由による依頼試験等を行うことが困難な場合は受理しない。

4 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有するものが依頼者である場合、これを受理しない。

(申し込み前の事前相談)

第4条 依頼者は、依頼試験等を申し込むに当たっては試験方法や持ち込む試料についてあらかじめ当センター職員と十分に相談し、第1号様式に記載する依頼事項について、職員の確認を受けなければならない。

2 沖縄県使用料及び手数料条例第5条に定める手数料の減免を申請する者は、手数料減免申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(依頼試験等の申請の取消し)

第5条 依頼者は、当該申請を取り消そうとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、すでに依頼試験等（その準備を含む。）に着手しているときは、これを取り消すことはできない。

(依頼試験等の実施)

第6条 センターは、第3条の規程による申請を受理したときは、依頼試験等を実施する。

(不測事態可能性)

第7条 依頼試験等に用いる設備、機器の予期せぬ故障（台風、落雷などの天災によるものを含む。）により試験結果が正確に得られなかった場合には、県は、賠償の責任を負わないものとする。

(成績書の交付)

第8条 知事は、依頼試験等が終了したときは、試験分析等成績書（第3号様式）を依頼者に交付する。

(試料等の返還等)

第9条 依頼試験等にかかる試料等は、原則として返還するものとする。但し、次の場合は返還しない。

(1) 依頼試験等の実施において試料等のほとんどを消費するとき。

(2) 試料等の廃棄に要する経費がほとんど皆無で、安全性などに問題が無く、依頼者が同意したとき。

2 依頼試験等にかかる試料等の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。

3 依頼試験等にかかる試料等の試験等による減失又は殷損に対しては、県は、賠償の責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成29年12月18日から施行する。